

反社会的勢力排除規定

(2014.1.15 改定)

第1条 (基本的な考え方)

当社は、暴力団及びそれに準ずるものと当社が定めたもの(以下反社会勢力という)の排除及び法令遵守の徹底によって、業務の適切性及び健全性を確保するため、次の内容を基本方針として取り組むこととする。

- (1)反社会的勢力による不当要求は、担当者及び担当部署だけに任せることなく、代表取締役以下全社一丸となって対応する。
- (2)反社会的勢力による不当要求から全ての役員及び従業員等(正社員・準社員・試用期間中の者)の安全を確保するとともに、当該不当要求が会社及び従業員の不祥事に端を発するものであったとしても事実関係の隠蔽等を目的として裏取引を行うことはない。
- (3)反社会的勢力とは、取引関係先を含めて一切の関与をもたない。
- (4)反社会的勢力との関与によって会社に著しい損害を与えた場合は本規定及び就業規則の定めによって断固たる処罰を行う。
- (5)会社は、当基本的な考え方に基づき反社会的勢力排除に関する規定を明文化し全ての役員及び従業員等に徹底しなければならない。

第2条 (目的)

本規定は、前条の基本的な考え方を前提として、当社における経営理念及び行動規範に基づき反社会的勢力排除の取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより反社会的勢力排除の徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第3条 (適用範囲)

本規定は、当社における全ての役員及び従業員等に対して適用する。

第4条 (定義)

本規定に定める反社会的勢力排除とは、法令、社内規則・通達・定款及び社会一般の規範(以下法令等という)を遵守し、反社会的勢力との一切の関与を遮断することを要請するものである。

第5条 (社長の責務)

社長は、本規定の目的を達成するため、反社会的勢力排除を経営の基本方針の一つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に努めるものとする。

第6条 (従業員の責務)

全ての役員及び従業員等は本規定の目的を踏まえ、法令等を遵守し、自らの職務に努めるものとする。

第7条 (禁止事項)

全ての役員及び従業員等は、自らの職務を務めるにあたって、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)法令等に違反する行為
- (2)他の役員または社員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆または強要
- (3)他の役員または社員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認または黙認
- (4)他の役員または社員もしくはその他の者からの依頼、請負または強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
- (5)反社会的勢力に対する一切の関与

第8条（通報の義務）

全ての役員及び従業員等は、他の者が第7条の各項に違反する行為を行っていることを知った際には、速やかに会社に通報しなければならない。

第9条（懲戒処分等）

会社は第7条の各項に違反した全ての役員及び従業員等に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。また、違反者は法令等に対する知識がなかったことや、その意思がなかったこと、他の者の指示・教唆があった等のいかなる理由があってもその責を免れることはできない。

第10条（事前の相談）

全ての役員及び従業員等は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するか不明な差異は、あらかじめ会社に相談しなければならない。

第11条（本規定の改定等）

本規定にない事項及び規定の改廃は、取締役会で協議して社長が決めるものとする。